

## 5月定例教育委員会会議録

- 1 開催日時 平成24年5月23日（水）14時00分～17時00分
- 2 開催場所 武雄市役所 4階会議室
- 3 出席者名 教育委員：諸石委員長、古場委員長職務代理者、猪村委員、前田委員、浦郷教育長  
事務局：古賀教育部長、白濱教育部理事、蒲原こども部長、大宅教育総務課長、  
小野学校教育課長、井上文化・学習課長、諸岡未来課長、原田文化・学習  
課参事、杉原図書館・歴史資料館館長、川副図書館・歴史資料館副館長、森  
学校教育課参事、神宮支援課長、馬場施設係長、富永体育協会事務局長、  
山下体育協会課長
- 4 傍聴者数 1名
- 5 報道関係者 なし
- 6 議事録署名人の指名 【猪村委員を指名】
- 7 前回会議録の承認 平成24年4月定例教育委員会会議録 【原案どおり承認】
- 8 教育長の報告
  - 1) 前回以降の報告(小中学校で運動会開催ほか)
  - 2) 県・杵西の動きから(教育長会、県の会議ほか)
  - 3) 全国的な動きから(全国都市教育長協議会報告)
  - 4) その他(登下校時の交通事故防止について)
- 9 議 事
  - (1) 議案
    - 第4号議案 武雄市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 【議案どおり議決】
    - 第5号議案 武雄市公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 【議案どおり議決】
    - 第6号議案 武雄市文化連盟事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 【議案どおり議決】
    - 第7号議案 武雄市小中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 【議案どおり議決】
    - 第8号議案 平成24年度 学校施設整備計画について 【議案どおり議決】
    - 第9号議案 公民館運営審議会委員の委嘱について 【議案どおり議決】
    - 第10号議案 武雄市図書館・歴史資料館協議会委員の委嘱について 【議案どおり議決】
    - 第11号議案 公民館運営審議会委員の委嘱について 【議案どおり議決】
    - 第12号議案 平成24年6月定例市議会へ提出する教育関係条例の一部改正について 【議案どおり議決】
    - 第13号議案 武雄市スポーツ推進審議会委員の委嘱について 【議案どおり議決】
  - (2) 協議事項
    - 1 平成24年6月議会提出「教育に関する報告」について 【一部修正を承認】
    - 2 「平成23年度 財団法人武雄市体育協会 事業報告」について 【議案どおり承認】
- 10 各課等からの報告
- 11 次回開催日程について 【平成24年6月28日（木）14時～】

午後2時 開会

○委員長

皆さん、こんにちは。ただ今より5月の定例教育委員会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、議事録署名人ですが、今回は猪村委員さんをお願いします。

では、前回の会議録の承認ですが、何か訂正等ありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

よろしいでしょうか。では、会議録は記録どおりに承認いたします。

次、教育長の報告です。教育長お願いいたします。

○教育長

前回以降のことについて2点、報告をいたします。

各小中学校で春の運動会が開催されています。20日にはこれ以外に山内東・西小学校でもありました。今度の週末も予定されています。子どもたちの元気な姿も見えますし、また、教職員の方も新しい学校、新たな組織で、新鮮さが見られたと思っております。

それから、子ども相撲大会や町の相撲大会。ここにおりますとあたり前のように思いますが、武雄市の小学校ほとんど相撲場を持っていますが、これは特徴であって、地域の方も熱心に応援していただきました。伝統という面から言いますと、朝日小学校の席書会は開校以来ですのですごい伝統です。共通して感じますのは子どもたちの集中力を鍛える面では、一年間のうちに他にどういう場があるかなと考えます。

新聞紙上では、中学生の方も武雄中のソフトテニスとか剣道の女子が県で優勝するような活躍してくれています。非常に活気を感じています。

5月5日・6日にはジュニアウインドオーケストラの第1回を開催しました。8年目になります。講師の先生方も時間一杯ぎりぎりまで熱心にご指導いただいて、1月の発表会に向けて積み重ねて行くということになります。

それから、5月8日に青陵中と武雄高校の校長先生と協議を行いました。年度初めでもありまして、一緒にした方がよいもの、特に安全面等についてはできるだけ連絡を取るとか、中体連やジュニアウインドについても一緒にしているわけですが、今後連携した方がよいところ、こちらの行事に県立中高から希望されること等、特にジュニアリーダーのクラブの中には青陵中、武雄高校生もかなり入っていただいております。前回の委員会で話題になりました青陵中生の地域との関係について協議しました。

さきほど資料をお渡ししましたが、5月12日にセミナーとだけ書いておりますが、教師力向上武雄セミナーという名称で、実施計画を配付しております。

校内での研修はされるわけですが、それ以外にも勉強する機会を何かできないかということでこれだけの回数、8回プラス参加応援という形で計画し、100名を超す参加が最初からあっております。この前はFBSキャスターの方に来ていただいて、武雄小学校の取材をされたのがきっかけでありますけれども、そういう形で研修を積み重ねたいと考えております。

それから、大きく2番目になりますが、県や杵西地区の動きからということで、ちょうどこの2

ページでいきますと、前回4月23日の定例教育委員会のあった日、教育長連合会の会がありまして、人事関係の反省であったわけですが、今年度は県内小中学校で校長採用になられた方が23名で、武雄市内から4名なられました。非常にこれまでにない高い率であったわけですが、20数名しか上がらないという枠はほとんど変わらないわけですが、今年度も校長会長さんと連名の文書を出して

おりまして、これも時間外の自主的な研修になりますけれども武雄市校長塾として5月17日から開催しています。表の目的の中に書いておりますように、単に選考試験が目的というわけではなくて、学校リーダーとしての資質の向上を目指します。普通は自分の学校の校長先生の話聞くくらいですが、このように校長先生方がいろんな面でご指導していただいて、大変意義あるものになっています。

2番目に事務所再編が今のところは10月からとなっていて、これにつきましては指示待ちのようなどころがあります。地方分権の時代ですので、市町としてどういう事務所のあるべき姿を期待するのかというのををもって望むべきであろうというふうに考えています。

3つ目、県中学校校長会から、今年度から中学3年生を対象に年2回「SAGAテスト」の名称でテストを実施すると。これは、入試の制度が昨年度から変わり進路指導が難しくなっているためです。業者に委託した形ではあります。

先週は全国の会議、全国都市教育長協議会に出させていただきました。その中で、耐震化とか防災機能の強化ということが話題になりまして、今年度で全国的には耐震化率90%を目指すということ。武雄市では今年度末で85.1%を考えています。これはIS値0.7以下で考えた場合です。もっとあげたらいいじゃないかということですが、今すでに数校並行してやっている状況で、担当に聞きますと、今年・来年が一番ピークというようなところ。着々と進んでいるとご理解ください。

全国学力・学習状況調査ですけれども、全国の結果というのはまだ来ていませんが、25年度は「きめ細かい調査」という名称で、悉皆調査でいろんな面も加えた形で実施予定であります。

その他の話題になりましたのが、東北大震災からの復興教育、コミュニティスクール、学校図書館整備5か年計画がスタートしている。いろいろ揺れている総合こども園あるいは特別支援計画が話題の中心でした。

それから、その他のこととしまして、年度始めから交通事故等の非常に大きなショッキングな事故等がありまして、昨日、市役所内の担当課と警察の方も一緒になって、各学校でもっとも危険という個所について点検いたしております。各校1箇所ということはありえないので、点検とそれに基づく指導を行っていきたいと思います。以上です。

#### ○委員長

ご質問等ありませんか。

確認ですが、危険ヶ所点検は済んだということですか。

#### ○教育長

各学校から危険箇所を上げてもらっていました。全部で56箇所かありましたが、この交差点が危ないということもありますし、この路線が危ないといういろんな違いがありますので、PTAや地域の方と協力してやるということで、昨日は11箇所見てもらっています。

#### ○委員長

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

またありましたらその他のところを出していただいて、5番議事へ進みます。

まず、第4号からその3第13号までありますが、4と5を一括して、9と11を一括して行います。では、第4号議案と第5号議案を一括してお願いします。

#### ○教育総務課長

資料3ページ、第4号議案武雄市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱と8ページ第5号議案武雄市公立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、議案書により説明。

内容については、支援課長より説明してもらいます。

#### ○支援課長

資料5ページから10ページまで、限度額の変更ということでアンダーラインを引いているところが変更点です。額につきましては、2,000円から3,000円の範囲内です。大幅に変わっている点が5ページの③で、所得割課税額が年少扶養控除の見直しによりまして、34,500円から77,100円に、その下の④も同じ理由で183,000円が211,200円に変わっております。別表の注意書きの1と3の改正と4を加えたところが変更点でございます。

#### ○委員長

国庫補助限度額の変更に伴って、改正したいということです。

何かありませんか。〔「なし」の声あり〕可決いたしました。

第6号議案の提案をお願いします。

#### ○教育総務課長

11ページ第6号議案武雄市文化連盟事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、資料により説明。

#### ○委員長

質問ありませんか。私の方からですが、7号が入ったわけはなんですか。

#### ○文化・学習課長

市内の文化団体で、長年活動されていて10年単位の記念事業をされるときにも補助対象にしようということです。

#### ○委員長

具体的にはどんなものがありますか。

#### ○文化・学習課長

間近なのは清香奨学会さんが、70周年を迎えられます。記念事業を予定されています。その事業に補助ができるということになります。

#### ○A委員

これまで武雄市文化連盟だったのが、これからは市内の文化団体ということですが、市内の文化団体とは武雄市の教育委員会に登録するとか何かありますか。

#### ○文化・学習課長

現在文化連盟に加入の団体はもとより、新しく発足の団体については、教育委員会が承認というか認めた団体ということになります。

#### ○委員長

もうひとつ、明らかに活動している団体ですよ。名目だけで活動がわからないようなものは。

**○文化・学習課長**

第1条の主旨に掲げている活動をされている団体ということになります。

**○委員長**

はい、ありがとうございました。他にありませんか。

**○B委員**

補助金の額は予算の定めるところによるということですが、上限としてはいくらくらいですか。

**○文化・学習課長**

本来なら率を明らかにするべきですが、予算の範囲としたのは、それぞれ団体の規模が違うので、祈念事業にかかる経費も違いますので。申請をしていただく段階で、補助を希望される額があると思いますので、調整をしながら検討させていただくということで、今のところ上限とかは設けていません。

**○B委員**

補助金の上限が決まっているのではないかと。分かりました。

**○委員長**

他にありませんか。[「なし」の声あり]

武雄市の文化・芸術発展のためにこの補助金を活用していただきますように。可決いたしました。では、第7号議案提案をお願いします。

**○教育総務課長**

13ページ、第7号議案武雄市小中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について、資料により説明。

**○委員長**

これについて、ご質問どうぞ。

**○A委員**

今の段階でこの改正が入ってきたのは、神埼での事件が原因ですか。

**○学校教育課長**

それも影響あったと思いますが、取り扱いが各学校まちまちであったので、統一したいと思いで。

**○委員長**

たとえば、修学旅行費の積み立てであれば、修学旅行がおわった時に報告するのか、年度ごとに報告するのか。

**○学校教育課長**

教育委員会として、それを年度ごとにしてくださいとか、取りまとめしてくださいとかはありませんが、会計が終わりましたら速やかに保護者に報告していただくということをお願いしております。

なお、どういう会計報告を行ったかにつきまして、翌年度5月までに教育委員会に写しを出すようにとしたいと思いで。

**○委員長**

他にありませんか。[「なし」の声あり] 無いようですので、可決いたしました。

第8号議案提案をお願いします。

### ○教育総務課長

第8号議案平成24年度学校施設整備計画について、16ページに武雄中学校、17ページに武雄小学校、18ページに山内中学校の事業計画について載せております。詳しくは、担当の施設係長から説明させます。

### ○施設係長

本年度大規模工事を予定している武雄中学校、武雄小学校、山内中学校について、議案書により説明。

### ○委員長

ありがとうございました。ご質問ありましたらどうぞ。

### ○A委員

山内中学校まで終われば、あとは北方が残りますか。

### ○施設係長

この3校は、27年度までに完了予定で、その後耐震化が必要なのは北方小学校、北方中学校、武雄北中学校、川登中学校がありますが28年度以降に順次着手したいと考えています。

### ○A委員

28年度以降の分は合併特例債適用にならないですよ。

### ○施設係長

今のところ27年度までが合併特例債の適用期間ですので、それ以降は単独になると思います。

今、国会で審議されていると思いますが、合併特例債の期間の延長案が国会で可決されれば5年間延長され32年度までになるので、適用させて耐震化等図っていきたいと考えています。

### ○A委員

以前は国の補助金はもっと多かったと思うのですが、学校施設環境改善交付金の補助率と合併特例債の充当率がわかれば教えてください。

### ○施設係長

学校施設環境改善交付金の補助率は文科省では事業費の3分の1ですが、事業費について文科省が定めている平米単価がありますのでその3分の1ですので、事業単価と文科省単価の差があり、実質3分の1にはならず4分の1とか5分の1とかになっています。合併特例債の充当率は補助金分を差し引いた95%になっています。

### ○A委員

その場合、交付税算入は100%ですか。

### ○施設係長

交付税算入は償還70%となっています。

### ○委員長

ほかに質問ありませんか。耐震化の工事が中心としてありますが、太陽光発電はほかの学校は。

### ○施設係長

太陽光発電設備は武雄中を先行で行っています。今後の計画はその後の武雄小学校、山内中学校も改築工事に併せて設置工事を計画していきたいと思っています。なお、武雄小学校は校舎の屋根がかかる25年度に、山内中学校は改築時にあわせて太陽光発電の導入を考えています。

**○委員長**

はい、ありがとうございました。ほかにありませんか。

**○B委員**

武雄小学校の体育館と運動場の場所について、地元の方と話がこじれているとの話を聞いたが。

**○教育部長**

特に地元とこじれていることはないです。22年度から地元の方、学校関係者含めて話をしてきていて、位置については北側で了解いただいていると思います。一部議員さんがそこではちょっとと言われているが、考え直すというところまで検討していません。

**○B委員**

ありがとうございました。

**○委員長**

他にありませんか。[「なし」の声あり] 可決しました。安全面に気を付けて施工していただきたいと重います。大変でございますが、よろしく願いいたします。

では、第9号議案とその2第11号議案についてお願いします

**○教育総務課長**

19ページ第9号議案と資料その2の2ページ第11号議案公民館運営審議会委員の委嘱について一括して提案。資料により説明。

**○委員長**

それぞれの公民館運営審議会委員の委嘱について、よろしいでしょうか。[「はい」の声あり] では可決いたしました。

資料その2の第10号議案について、提案お願いします

**○教育総務課長**

その2の1ページ第10号議案武雄市図書館・歴史資料館協議会委員の委嘱について、資料により説明。

**○委員長**

よろしいでしょうか。[「はい」の声あり] 可決しました。どうぞよろしく願いいたします。

次、第12号議案をお願いします。

**○教育総務課長**

資料その2の4ページ第12号議案平成24年6月定例市議会へ提出する教育関係条例の一部改正について資料により説明。

補足説明を文化・学習課長の方からお願いします。

**○文化・学習課長**

第14条から15条16条を追加、14条は指定管理者による管理ができるということ、15条は指定管理者に行わせる業務の範囲を図書館・歴史資料館の利用にすることとし、但し書きで歴史資料に関するものを除くということ、あと図書館・歴史資料館の維持管理、そしてまた図書館・歴史資料館の管理運営に関して市長が必要と認めるもの、第16条は第7条の教育委員会を指定管理者と読み替えるということで、中身は利用を拒み退館を命ずることができるということです。第17条は14条の条ずれということです。

今回、指定管理制度を導入させていただいて、限られた予算で、より充実したサービスを展開したいということでこの制度を取り入れるということです。

#### ○委員長

12号議案についてですが、何か。

#### ○A委員

指定管理者を導入するにはもちろん条例改正は当然ですが、教育委員会の手続きとして条例改正の前に教育委員会として導入同意はいらぬのかなと思って、委員長とも話したのですが、この12号議案を議決すれば指定管理者の導入に同意したことになるのか。本来なら、一度教育委員会に指定管理者にするのかどうかかけて、その後、協議会とかあると思うんですが、もうすでに市長さんの方から議会とか各種団体等に説明がされていますし、私も説明会に行きましたので内容的には、今どうもできないような状態といえますか、考え方としては、この議案を可決すると教育委員会として同意したと考えていいんですか。

#### ○教育部長

指定管理者になるまでの手続き関係ですけれども、現在は指定管理者になるべき相手といえますか、武雄市長と先方の社長と基本合意を取り交わしたという段階にあるわけです。指定管理者になるまでには、まずもって今回12号議案でお願いしておりますとおり図書館・歴史資料館設置条例の中に指定管理者にすることができる旨の規定がないので、今回「できる」規定を設けるということで、教育委員会で議決をお願いしたいと思います。議決後、武雄市長が武雄市議会に対して図書館・歴史資料館の設置条例の一部改正、この12号議案と同じ内容を提案することになります。それが原案通り可決されますと、指定管理者の選定手続きに入っていくということになります。教育委員会でその方向を定めると、今度は市議会の方へ指定管理者の選定についての議案を出していくことになります。それが整った段階で先方と契約ということになります。そういう手続きですので、今A委員さんがおっしゃったとおり手続きとしてはまず、教育委員会で条例の一部改正の議決をいただき、そのあと市長が市議会に提案していくという風な段階を踏んで進めて参りたいと考えております。

#### ○A委員

最終的に議会の同意というのは9月議会ですか。

#### ○教育部長

今後のスケジュール関係について申し上げます。6月の定例市議会に設置条例の一部改正案を提出します。その条例が公布になった後に、指定管理者の選定の手続きに入っていきます。次の定例会は9月議会ですが、9月議会ではどうも遅いと思いますので、臨時議会を開催して指定管理者の選定の議案を提出する予定です。指定管理者が決定しますと内部改装等が出て参りますので予算が必要となります。したがって9月の定例に予算議案を提案しようと、今のところ考えています。予算議案が成立しますと、10月以降に工事に着工し、来年3月までにはそれを終えて、来年4月以降は、指定管理者が管理運営を行うと、そういう形に持っていきたいと思っております。

#### ○A委員

指定管理者になっても先ほどの10号議案の協議会は残るのですか。

#### ○教育部長

そのとおりです。図書館協議会についてはそのまま残ります。



その前の説明でも申し上げましたけれども、現在のおはなし会とか読み聞かせ等の事業は、基本的には残したいと考えております。指定管理者に仕様書を示すなかで、きちんと残す。それで相手さんから事業計画をいただき承認していく。

あくまでも市が図書館を運営するといいますか、市が持っているということは変わらない訳で、病院とは違います。病院は完全に民間に移行したわけですが、図書館は市が、あるいは教育委員会が関与したままで、運営の方を指定管理者にお願いするという形になります。

### ○委員長

この件について、ご質問ありませんか。

行政面がよくわかりませんが、こういう風に指定管理にするのであれば、まず教育委員会のほうに諮って、いろんな意向を聞いて進めていくべきではないかなど。地方教育行政法の中にはそういう項目があったかと思いますが、全く分からなくて周りからわあっと聞こえてきて、結果的な感じになってしまって。私たちが、あせろこうせろという意見は言えなくても、気持ちだけは伝えることが出来たのかなと思いつつ。まだピンと来ないでおりますが、図書館、歴史資料館も一緒にということですか、図書館だけですか。

### ○教育部長

まず第1点目のご質問にお答えしますが、前回、臨時教育委員会がございましたけれども、臨時教育委員会の折に指定管理についてはお話しさせていただいたと理解しています。その後、5月4日に市長が記者発表を行ったということになります。教育委員さんそのものには、その旨その日程でお話しをしたと思っております。それから、5月4日に記者発表を行いました、その前日に関係の皆様方にはお伝えしたということです。あくまでも基本合意を交わしたというのが5月4日であります。このあと先ほど言いました手続きで進んでいくというのが今後の予定です。

それから2点目ですが、条例の新旧対照表その2の4ページをご覧くださいと思いますけれども、新たに指定管理者の業務の範囲を定めておまして、15条の1項1号によりまして図書館・歴史資料館の利用に関するものは、指定管理者に行わせることができるというふうにしてありますが、例外としてただし書きで歴史資料に関するものは除きますよとしておりますので、利用に関するものは図書館に限定をしております。ただし、施設としては維持管理について図書館・歴史資料館そのものの維持管理をお任せすることもできるように第2号のところで規定しております。そのような条例になるとご理解いただきたいと思います。

### ○B委員

先ほど教育部長からご説明いただいた中で、臨時の教育委員会の時に説明をしましたということでしたけれども、確かにその時は、4日にプレス発表があるとのことのご説明でしたけれども、私としては十分な説明だったかと。今となっては市民の皆様やいろんな方々が、この件に関してはいろんな思いがあられて、問い合わせ、問題も発生して、私事ですが、今夜も緊急会議を開いて話し合いをするようなこともございます。その中で教育委員会としての考えとか、委員としての考えとか、そういうことも問われております。私としても教育委員としての立場で、また別の地域の団体の一員、一市民として非常に困惑をしております。いろんな面でここ数日大変な状況にあります。声が溜れんばかりに毎日夜中まで、その点について、電話やらメールやら、今日もどうなるのだろうというところがあって、私事はおいといても、市民の皆様にご丁寧にご説明いただきながら、いろんな地域でもたとえば北方地

域に住んでいる私共と、武雄町に住んでいらっしゃる皆様とは図書館に対する思いというのも非常に温度差というものも痛感いたしました。それから実際図書館に携わっておられる館長さん、職員の方の思いというのもあると思います。今からそういうところは煮詰められるとは思いますが。議員さんや市長部局とも話を進めていく上で、くどいようですけれども、ぜひとも丁寧に進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今日、館長さんいらっしゃってますから、何か思いがあられるのではないかと思うので、直接ここからへん忌憚なくお話をしていただければと思います。

#### ○教育部長

申し訳ございません。先ほど臨時教育委員会でお話したことについて、それで協議が済んだようにとられるようにお話したかもわかりません。お詫びします。プレス発表があるよと、こういう風な方向ですよということについては説明させていただいて、詳しい内容については、不足をしていたと思います。5月4日のプレス発表というのは、あくまでもCCCと武雄市との間で基本的な合意をするということが概ね決まっていたということで、後のいろんな細かい部分についてはこれからという段階でございます。今日に至ってもまだ決まっていないことがたくさんあって、これからは市民の皆さん、この前も説明会をいたしましたけれども、そういったものも踏まえながら、相手さんとの話を進めて行ったり、議会と話をさせていただいたりというのが残っているわけです。一番大事なのは、教育委員会の施設であるということというのは大事なことだろうと思いますので、教育委員会での議論が一番大事だと、ですからここでの意見とか、きちんと市の執行部の方に伝えていく必要があるだろうと思いますので、忌憚のないご意見をいただいて伝えていこうと思います。

#### ○B委員

よろしくお願いいたします。

#### ○教育部長

それともう一つ、先ほど図書館の職員の方の話とかございましたけれども、実は、1回だけですけども17日に司書の皆さんにお話をさせていただきました。ただ、不安については払拭をされていないと、私は理解いたしておりますので、これから先方と労働条件等等について話を詰めながら、司書の皆さんとはさらに話をしていきたいと思っております。ご承知のとおり現在の司書の皆さんは、従前は3年を限度に1年更新をしてきたわけですが、5年を限度に1年更新というふうに変えて参りました。また、賃金等についても本年4月から改定をしてきた経過もありますので、その辺を踏まえながら次につないでいく仕事をしていきたいと思っています。

#### ○委員長

武雄市の教育方針から、図書館は欠かせないものと思います。教育委員会が監督をするということになれば、新聞にも出ておりましたが、販売とかについては教育委員会はどうか考えるべきなのかわからず、不安だけがありました。

#### ○教育部長

その点について2つだけ申し上げます。

1つは、全国的にもあまり例がないわけですが、図書館と販売の施設が同居しているというところですけども、これは東京の日比谷図書館がそうでありますので、機会があったら見に行きたいと思っています。図書館に来て、自分が読んだ図書によって触発をされて、買いたいあるいはレンタルをした

いと希望があった時に、そこに共同でそういう場があればその欲求にも答えられると、サービスを提供できるということであり、民間の方がサービスを提供するわけですので、市民からはより選択肢が増えることですので、市民サービスにつながるのではないかと。

もう一つは、指定管理者制度が図書館にはなじまないとの図書館業界からの話が、この前佐賀新聞の論説にも載っていましたが、そういう意見があることは承知しております。そんな中で、入場料収入とか有料で提供できないのが図書館の原則でありますので、そこに販売コーナーを設けるとなれば、そこに民間が出てくるチャンスが増えるということにもなりますので、図書館業務に指定管理者制度がなじまないというのを払拭するために、販売スペースというのは有効ではないかと思えます。両方の観点からそういうのを考えたということです。

#### ○委員長

他に何かありませんか。なければ、条例改正について、これでよろしいということですか。

#### ○教育長

いくつかご指摘のことは、十分考えております。進め方として難しい点はございます。

幾つか基本的なのを申し上げたいと思いますが、この5年間でも、できるだけ市民の皆さんにとって良い図書館とはどういうものかということで、現館長も前館長も含め図書館もいろいろ努力いただきました。先ほど話があったとおり休日開館もそうだし、開館時間も何回も延長したり、あるいは職員の待遇面も劣悪だということで資料までそろえて申し出があって、いろんな方の努力で改善を図ろうとしてきたわけです。その中で本当に直営でやって、どこまで改善できるのか、何か限界とまでは言わなくても、いたしかたないのかなというようなところがあるのは事実だろうと思うんです。

もう1つは、指定管理者にしている図書館がかなり増えているわけで、全体から見れば僅かな数でしょうが、そういうところをいくらか見せてもらって、指定管理にして実際に著しい変化というのはなかなか見えない、見えにくい、私の見方が悪かったかもしれないですが。経費節減の面ではいくらかそういう形になっているかもしれない。今の他所でしているような指定管理の仕方というのが、本当に市民のためになるのかということは、ちょっと先ほど言った限界に近いところを感じることもあるわけです。

それからもう一つは、これからの時代の図書館、特に思いますのは、これだけ情報化社会になりまして、例えば私たちが調べようとするときに、あるいは学ぼうとするときにどういう方法を取るだろうか。情報化の波というのはこれからもっと進むわけですね。ですからペーパーの時代に期待されていた図書館とこれから期待される図書館というのは、やっぱり大きな違いがあるだろうと。それは、図書館ができてから今までと、これからの図書館の大きな違いなのかもしれません。

これからの時代が求める図書館のイメージと、市民サービスのイメージはどういうのを持つかという、図書に親しむ時間をふんだんに持って、時間内に図書館に行ける人もいるし、図書館の来館者を逐一調べたわけではないけれども、もっと親しんでいただきたい、いわゆる働いておられる世代が求める図書館とか、どうしても偏りがあるのではないかと。そういう市民サービスの面での偏りもあるのではないかと。

ここが一番難しかったのですが、働いておられる司書さん方は、県内全国見ても多くの方が臨時的任用になっている。そして3年か5年の年数。これはもうこれまでも取り組みをされて、全国どこでも問題になっていると思うんですが、そういう大きな課題があるのかなと。

今まで述べた問題は、市外の人が見られても理解できることなんです、うちで一番外から見てわかりにくいのが資料館との併設だということのこのところだと思うんですね。これについては、かなり窮屈な保管状況になっているということは、見たり聞いたりしてきたこともあります。また、話の経過の中で、資料館についてどういうふうにするかというのは、市長もいくらかの例を話されましたし、考えてもおられます。

今までの経過の中で、確かに相手があるということもあって、途中での過程というのが見えなかったというのはあるわけでありすけれども、基本合意というところで、これまで私のほうはそういう考えで、これからの図書館をイメージして、どういう図書館を求めていくかと、図書館として大事なところはおさえて進めてきたところでありす。

#### ○委員長

いままでの経過、そして教育長の考えをご説明いただきました。ご質問ありませんか。

いろいろな問題点もあるようでございますが、この改正はよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

この条例改正案は可決しました。

それから、山内中央公園の件ですね、こちらのほうで軟式テニスコートが入ってきたのは地域の方の要望ですか。

#### ○文化・学習課長

ご説明申し上げます。今回、山内の中央公園が先の議会で都市公園化されまして、設置条例で代表地番でありましたのが、各施設の地番を施したり、只今のご指摘の軟式テニスコートですが、これまで住民の方や中学校のテニスの部活動とかで使っておりましたが、これまで管理について曖昧でしたので、今回山内中央公園の中に入りましたので、それを明らかにするために軟式テニスコートと名称を掲げまして、その管理について市が行うということを明記し、使用料等について、これまでのテニスコートと合わせたような形で設定したということです。

#### ○委員長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。〔「はい」の声あり〕

では可決いたしました。

次は、13号議案提案をお願いします。

#### ○教育総務課長

資料その3、第13号議案武雄市スポーツ推進審議会委員の委嘱について資料により説明。

#### ○委員長

はい、スポーツ推進審議会委員の委嘱についての提案です。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕では、可決いたしました。よろしくをお願いします。

長くなりましたが、協議事項1の前に、協議事項2の「平成23年度 財団法人武雄市体育協会 事業報告」について、体育協会からお見えですので、報告していただきます。

#### ○体育協会事務局長

本日配付の武雄市体育協会評議員、理事・監事、役員の名簿について説明。

その後、別冊、平成23年度事業報告書により説明。

#### ○委員長

はい、ありがとうございました。何かご質問等ありませんか。

**○A委員**

2点お願いします。4ページ中程スポーツ振興積立金からの繰り入れが、予算では150万円、実績が50万円になっていますが、なぜ100万円減額になったのですか。また、スポーツ振興積立金の残額等はいくらですか。

**○体育協会事務局長**

当初、予算計上時は、前年度の繰越金が複式簿記のため分からないので、150万円繰り入れる予算を組んでいます。できるだけ繰り入れを少なくしたいとの考えがあり、最終的に決算時にいくら入れれば収支のバランスが取れるかを考えて、こういう形をとっています。途中で補正をしております。

**○A委員**

スポーツ振興積立金というのは、何が原資になっているのですか。

**○体育協会課長**

当初は、平成4年か5年に武雄市体育協会に50万円の寄付をいただきまして、その後、協会の事業をしていく中で余剰金が出たので150万円の積立をしていきながら、最終的には300万円を超えて、今回50万円を繰り入れをしましたので、現在残は250万から260万円くらいです。

**○A委員**

5ページの受取使用料の決算額と当期収支がマイナス約140万と同額に近いわけですが、受取使用料を上げる努力をしていただきたいと思います。

**○体育協会事務局長**

はい、わかりました。

**○委員長**

他にないでしょうか。よろしいですか。[「はい」の声あり]承認いたしました。安全に気を付けて、また体育振興のためにご努力いただきたいと思います。

つぎ、協議事項1「教育に関する報告」について、お願いします。

**○教育総務課長**

協議事項1平成24年6月議会提出「教育に関する報告」について、読み上げて提案。

**○委員長**

はい、ありがとうございました。6月議会に提出する「教育に関する報告」について、提案していただきました。ご質問、ご意見等ありましたらどうぞ。

**○C委員**

給食の時間を5時間目とするとなっていますが、これはお弁当を持っていく中学校でもこのような時間割になるのでしょうか。

**○学校教育課長**

中学校のほうも市内全部給食になっておりますので、中学校も一緒にやっていくということです。

**○委員長**

ほかに何かご質問ありませんか。私もよくわかりませんが、今の給食のところですが、食育推進事業を取り組むために、給食の時間というのを5時間目と位置づけて充実というようにしたら。具体的には・・・と、ぽんと急に出てきたような、こういう表現でもいいのかな、どっちかなと思って。

それと、市民総参加による教育の推進のところでもよいし、武雄市の教育に次代を担う青少年の教育というのを入れなくていいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○教育長

すべてが青少年対象ではないものですから、入れるところを考えないといけないですね。どこかにいれましょうね。

#### ○B委員

1 ページ目の中の方、九国研のことが書かれてあり、「市内すべての小中学校で言語活動の充実を図っていききたい」という部分、言語活動の充実はここ数年図っていただいているので、更にとりかえるとか、教育委員会のアピールをするならば、そういう言葉を随所にいれていただければ、もっとよろしいかなと思います。よろしく願いいたします。

#### ○学校教育課長

給食の時間を5校時に位置づけるというところですが、これまでも給食の時間は指導の時間と位置づけはされていたんですが、これをさらに5校時の全職員による食育を含めた子どもたちへの食の指導をする時間であるということを、職員にも子ども達にも保護者の皆様にも意識づけて、さらに食育の充実を図っていききたいと考えておりますので、文言につきましては、それを表せるように考えたいと思います。

#### ○委員長

今のと併せて、「栄養教諭を中核とした食育事業を進めていくために、充実するために給食の時間を5時間目と位置付けて取り組みます。」というような形でもわかるかなと。ご検討ください。

B委員さんが言われたように、それぞれ文化・学習課、未来課でも努力をいただいているので、機会あるごとにどんどん表現していただきたいと思います。この報告についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり。〕議決しました。報告よろしく願いします。

では、つぎ各課からの報告お願いいたします。30ページからです。

#### ○教育総務課長

1 行事報告、2 行事予定、3 寄付採納、4 スポーツ推進委員の委嘱について、議案書により説明。

#### ○学校教育課長

1 行事報告、2 行事予定、3 人事内申関係、4 寄付採納について、議案書により説明。

#### ○文化・学習課長

生涯学習係分1 行事報告、2 行事予定、3 寄付採納、スポーツ係分1 行事報告、2 行事予定、文化芸術係分1 行事報告、2 行事予定について、議案書により説明。

#### ○文化・学習課参事

文化財係分1 行事報告、2 行事予定について、議案書により説明。

#### ○図書館・歴史資料館長

1 行事報告、2 行事予定について、議案書により説明。

#### ○未来課長

1 行事報告、2 行事予定について、議案書により説明。

#### ○委員長

ありがとうございました。各課からの報告がありましたが、ご質問があればどうぞ。

よろしいでしょうか。総会とか開校式とかいろいろなことが始まったようでございます。ぞうど、安全に気を付けて、また、皆さん方の健康にも気を付けて取り組んでいただければと思います。報告はこれで終わりたいと思います。

次回の開催日程ですが、6月28日14時からです。4階会議室です。よろしいでしょうか。

その他に移りますが、何かございますか。

#### ○こども部長

ご紹介をさせていただきます。お配りしていますチラシ「COME 噛むごっくんフォーラム」が開催されます。教育委員会の後援もいただいております。市連Pの方にも依頼しており、校長会でもお願いしたいと思っています。教育委員さんのご参加もお願いします。

#### ○委員長

他に何かございませんか。

#### ○B委員

学校教育課の方でしょうか、フェイスブックのことについてお尋ねがあります。フェイスブックへ子どもたちの映像や写真が簡単に出来るので、そこらへんのネット上でのエチケットをネチケツトというそうですが、そのネチケツトというのを、保護者の皆様どこまでご存じなのかという話を聞きましたので。

先日、小学校の運動会でもPTAの役員さんたちがフェイスブック委員会を作って、配信をいただいているんですよ。そういったところでも、映像が簡単に送れる、分からないで子どもたちの実名をあげたり、行事をあげたりとか、個人情報の取り扱いについての取り組みというか、危険性などのお知らせをされているのかどうか、お尋ねです。

#### ○学校教育課長

教育委員会としてはフェイスブックについて、指導とか取り組みはしていません。一般論として申し上げるならば、写真などは撮ってよいか了解がいます。ましてそれをネット上で公開するということは、当然保護者の了解がいます。

#### ○B委員

保護者さんもわからずに、自分の子供の写真や実名を挙げられたり、危ないのにわからないで、掲載されているようです。

#### ○学校教育課長

それについては、検討させていただきたいと思います。

#### ○教育長

やっぱり時々あるんですよ。ある学校は、年度当初に「学校のホームページなどに掲載することもあるかもしれませんが、よろしいですか。」と保護者の承諾を得ているところもあります。この前は、入学式の生き生きしたところを撮ろうとしたら、その時は保護者の許可を得てないということで、載せないといったところもありました。それから名前札と顔を一緒に出さないとか、集団で写って特定できないようにするとか、一応の今までほかの学校で目安としてきた部分がありますので、だいたい各学校の管理職の先生は理解していると思うので、指導はしてると思うんですが。

#### ○B委員

先生方は分かっているかもしれませんが、保護者さんは分かっていないのではないかなと。簡単に

自分の子供の写真を載せたりですね。

#### ○教育長

学校のフェイスブックで、PTA活動の情報が流れて、非常に活気が出ているという話は聞いていますが、片方にそういう面も注意しないといけない。

#### ○B委員

よろしくをお願いします。

#### ○委員長

時間が来ましたが、個人情報に関連して1つ、京都の亀岡での交通事故で警察署と学校の教頭先生がものすごく謝っているのをマスコミが報道している。あれは、皆さんどう思われますか。教えたのがいけないんでしょうかね。教育委員会なんか、活動しているといつどんなことがあるかもしれないので、ちょっと皆さんにお尋ねしてみたいと思って。事故を起こした少年はいけないですけれどもその親さんの気持ちになったら一時も早くお詫びに行きたいという気持ちもあるでしょうし、どこまでどういう風にしたらよろしいでしょうか。未来課さん、子どもたちの活動中に事故が起きた。さあどうとなったとき、どういうふうな対応をしたらいいのか教えてくれと言われたときどうしたら。

#### ○こども部長

その時は動転していて、今思うとということがたくさんあるんじゃないかなと思います。ただ、ご当人、親御さんに教えていいのかと了解を得て教えるということを思っておかないといけないんじゃないかと、あのときは思いました。

#### ○委員長

被害者も動転して感情的になっておられるから、余計教えたことがいけなかったことになってしまっている。今、こども部長が言われたように、教えていいかということを確認してから教える、これが一番筋だろうと、コメンテーターの人たちが話しておられたのを、そこをきちんと持っておけばいいのかなと。そして今のように個人情報がどんどん流れて行っている反面、病院などは入院しているかどうかも教えてくれないために、困った例もある。その時その時で難しいなと思いました。

時間がだいぶ長くなりました。長い間ありがとうございました。朝晩の冷え込みや、なんとなく不思議な季節になりました。皆さん、体に気を付けてお励みください。

これで終わります。

午後5時00分 閉会